

紹介

クラウス-D.ヘンケ編集 『「第三帝国」下のドレスナーバンク』
 ((Hrsg.) Klaus-Dietmar Henke, *Die Dresdner Bank im Dritten Reich*, 2006 München) [2]

山口 博 教

Hironori YAMAGUCHI

目次

1. はじめに
2. 各巻の表題, 執筆者・共著者, 目次の紹介
 - (1) 第一巻
 - (2) 第二巻
 - (3) 第三巻
 - (4) 第四巻
3. 著作の抄訳
 - (1) 第一巻 編集者序言, 執筆者序文(以上 [1])
 - (2) 第二巻 I. 前書
 - (3) 第三巻 謝辞, I. 前書
 - (4) 第四巻 前書
4. 小括

[Abstract]

An Overview of *Die Dresdner Bank im Dritten Reich* edited by Klaus-Dietmar Henke, 2006, München (2)

This paper provides an abridged translation of the foreword by the series editor, Klaus-Dietmar Henke, the forewords by the individual authors of each of the four volumes in this series, and the table of contents. The theme of volume 2 is "The Dresdner Bank and Arianization in Germany," written mainly by Dieter Ziegler. He examines the concept of arianization and compares it to the behaviors of Deutsche bank and Commerzbank. The theme of volume 3 is "The Expansion of the Dresdner Bank in Europe," written mainly by Harald Wixforth. He describes the business motivation and expansion of the Dresdner Bank in the countries that were annexed and occupied by the Nazi regime. In volume 4, the whole series between 1933 and 1945 is summarized in chronological order by Klaus-D. Henke.

(2) 第二巻

ディーター・ツィーグララー(共著者:マールレン・ヤネツコ, インゴ・ケーラ, イェルク・オースタロ), 『ドレスナーバンクとドイツのユダヤ人』

I. この巻への前書

ホロコースト研究は長い間絶滅収容所内の残酷な事態に焦点を当ててきた。しかし数年前から「第三帝国」におけるユダヤ人迫害の諸要因について, 一つの転換が行われたことを明記すべきであろう。それはこれらの迫害がドイツの世間から遠く離れた所で人目を避けて行われたのではなく, ユダ

ヤ人が継続的に締め出された「民族共同体(Volksgemeinschaft)」内部で生じたということである¹。これによって迫害・絶滅過程の社会的側面が中心へ押し出されてきた。個々の点で取り上げられたのは, 第一にさまざまな協会や同盟から締め出すことによる社会生活における孤立, 学校・教育における差別, 移転の自由の暫時的制限であった。第二に従業員を職場から締め出し, 自立した企業家の営業資産(gewerbliches Vermögen)を「アーリア化」することで経済生活を破壊したこと。第三に私的な貯蓄と資産を押収したことである。当初移住ユダヤ人からは「帝国」逃亡税(Reichsfluchtsteuer)という為替規定で, また「帝国」残留ユダヤ人からは「ユダヤ人資

キーワード: 「第三帝国」下のドレスナーバンク, 「アーリア化」, 併合・占領諸国における拡張
 Key words: Dresdner Bank in the Nazi Era, Arianization, Expansion in Annexed and Occupied Countries

産税 (Judenvermögensabgabe)」と強制追放時の資産の国家取得によって。

以上のことからユダヤ人に対する経済的迫害は特にドイツ人の集合的記憶にとどまり、1945年以降数多くの返済・補償訴訟と法律によらない和解が成立した。しかし刑法上の処罰は一切行なわれなかった。このためいわゆる犯罪行為の机上立案者が存在する。ナチ党管区経済顧問や資産略取に責任を負った財政当局の指導者である。彼らは刑法上の弁明を求められなかったし、同様に契約相手であるユダヤ人「パートナー」の営業資産所有に配慮することなくそれらを略取した²。

国家社会主義者がユダヤ人に対する経済的迫害として包括した「アーリア化」という概念には、様々な手段が含まれていた。この概念はすでに1920年代に反セム主義の立場に立つ広範な国民階層で使用されていて、経済生活からユダヤ人を広範囲かつ完璧に排除することを意味した。

このような特定されない一般的な意味合いで、この概念は1930年代半ばには当局の隠語となり、また国民の一般用語にも入り込んでいた。しかしナチス時代からは官庁のまたは公式上の「アーリア化」概念は存在しない³。この概念は「非ユダヤ化 (Entjudung)」概念と同義語として使用されることができ、ユダヤ人の経済的迫害プロセスの全体及び特異な事例としては営業所有権 (gewerbliches Eigentum) を「ユダヤ人」から「アーリア人」所有 (Besitz) へ移譲することにも使われることができた。ユダヤ人の経済生活からの排除に対する補完的概念 (Komplementärbegriff) としてしばしば「等制化 (Gleichhaltung)」概念が適用された。

「アーリア化」, 「非ユダヤ化」, 「等制化」の概念は「民族共同体」という同種化幻想目的を伴う、経済的迫害プロセスのイデオロギー機能を浮上させる。しかしその反面、国家によるユダヤ人資産の押収という同時代的

表現を明らかにすることはない。1938年にドイツ全領域におけるユダヤ人不動産と資産のシステマチックな収容・没収 (Enteignung) が制度化されてからは、「ユダヤ人資産化価値の活用 (Verwertung)」やドイツ経済利益に対する「投入 (Einsatz)」が話題となった。この時期までに「民族共同体」の確立はもはやユートピアどころではなかった。この共同体に帰属しようとせず、また帰属すべきでないとされた者たちの隔離は、ユダヤ人と政治的敵対者に対する社会的差別と身体的分離の開始により完成の領域に入った。「活用」によってこの概念は実業界ではすでに常識化されていた収奪を特徴付けることになった。例えば支払い不能に陥った企業の残余資産の破産管財人が「こう活用した」とか、収益を債権者からの請求に「投入した」とか。この概念を「資産活用」と「資産投入」に適用することで、ドイツにおける「国際ユダヤ教世界 (international Judentum)」による (経済) 支配はもはや打破されることが示唆された。ドイツ国民を荒廃させる彼らの「試み」はほぼ破産し、後は金融当局が破産管財人として被害者である債権者が満足するように残余資産価値を「活用し」、「投入」するだけとなった。

最新の研究は「アーリア化」概念の適用範囲をさらに広げた。それには十分な根拠があった。なぜならこれにより、人種的に規定された少数派に対する近代国家と民間人の完璧で分業的な略奪が表現され、これから述べていく身体絶滅の前段階が示されているからである。以上のことから、この研究は「アーリア化」と「非ユダヤ化」の概念上の不鮮明さを引き継ぐことになる。

このため以下の叙述の一面では、所有権移譲の「技術」に隠された人種的制約条件が消失されないようにするため、「アーリア化」概念は放棄せずにおく。他面では「アーリア化」概念は今日では不適切なため、解消されなければならない。以上の理由によって、以

下ではこれを営業資産に限って使用する。あらゆる経済的迫害手段の総体を表現する場合には、この概念は放棄する。「ユダヤ人の経済的迫害」では「ユダヤ人の排除」と同様に、過去の特異性を覆い隠すような技術的な概念上の抽象化は問題外である。

しかし「等制化」概念を放棄するのは、単に「排除」に代わる適切な表現がないからだけではない。「等制化」は「アーリア化」や「非ユダヤ化」と異なり、1回限りに終わらない第一義的なユダヤ人迫害に専ら関わるだけでなく、民族社会主義者の政治的な意味をもつ民族浄化を示すからである。このため今日ではこの概念は「アーリア化」以上に不正確である。人種的に動機付けられた浄化へ概念を狭めることは、今日では認めがたい概念の狭隘化を引き起こしてしまう。

この研究書では「活用」概念は放棄しない。この概念は本来用いられた技術的意味合いにさかのぼる。銀行は資産価値を一技術的意味で一しばしば活用してきたし、今も活用しているのであるから、このような技術的な先例は政治的、人種的に動機付けられた資産価値の押収とは正確に区別されなければならない。それは「アーリア化」による企業持分の購入（ないしはその仲介）や会社従業員の解雇（年金付早期退職）やドイツ経済界からユダヤ人を排除することとまったく異なる点で同じである。

—銀行の通常業務では、負債回避目的で供託された担保を活用する。その際債務者の「人種」や信仰は普通の場合、一切問題とならない。例えばある銀行が有価証券を「弁済寄託」から利用するとなると、その銀行は財務当局によるユダヤ系市民の個人資産の押収に加わることになる。この場合「押収」の概念は背後にある事実関係について気付かないわけにはいかない。

—銀行の通常業務では企業と企業持分の売却

を仲介する。その際売却者の「人種」や信仰は普通の場合、一切問題とならない。しかしある銀行は1933年から1945年の間にユダヤ系市民の営業資産の非ユダヤ人取得者への売却を仲介し、ドイツ経済の「アーリア化」に参加した。

—ドイツ大銀行は合併と経営悪化のために1920年代と30年代初期に繰り返し従業員を削減した。その際被解雇者の「人種」信仰は一切問題とならなかった。しかし1933年4月以降ユダヤ人従業員を解雇し、または閑職へ追いやり、ドイツの経済活動からユダヤ人を排除することに関わった。この場合「排除」の概念から背後の事実関係について気付かないわけにはいかない。

資産押収、「アーリア化」、排除という中心的概念は本巻の中心となる研究分野である。経済的排除過程の第一段階はユダヤ系出自を有する自営業者と被雇用者を、職業上の地位から排除することだった。この中に入ったのは、公務員、芸術家、ジャーナリスト、医者、弁護士、不動産業者、資本会社の被雇用者とその監査役員であった。

第二段階は「ユダヤ人」個人財産 (privater Jüdische Besitz) の営業所有権 (gewerbliches Eigentum) を「アーリア人」の個人へ譲渡することだった。多くの場合、とりわけ小規模企業の場合、所有権譲渡は企業を辞職することだった。このことはユダヤ人の企業家とほとんどすべての従業員に当てはまった。通例では非ユダヤ人取得者により購入されるのではなく、譲渡人が購入価格で妥協を余儀なくされる。財産と企業家機能が一人の人間や一家族に統合されない大規模資本会社の場合には、会社資本の「アーリア化」の前に取締役員と監査役員の排除がしばしば先行した。その後で「アーリア化」の前段階である従業員の排除が続いた。ユダヤ人会社資本所有者が期待したことは、自分の企業がポイコット

や他の手段などの個人的譲歩により将来補償を受けることだった。

経済的迫害の最終段階は国家当局が遂行した資産の剥奪 (Vermögensentzug) だった。この過程は「帝国」逃亡税を具体化した手段とともに、ユダヤ人移住者から収奪する為替規定を備えていた。またこの段階は1938年末の Pogrom の夜以降、「ユダヤ人」資産に対する特別課税 (「贖罪税」) を導入することで質的転換をもたらした。すでに1930年代には、国籍剥奪規定が個人資産の差し押さえる手段を提供していた。1941年に導入された占領下の東部地域にあるゲットーと強制収容所への集団的追放は、「帝国」市民法指令第十一条により、その期間中ドイツ支配領域内に生存するすべてのユダヤ人の残余資産を押収する手段を生み出した。

第二次世界大戦後においても、大銀行はユダヤ人の経済的迫害について詳しい研究がなされなかった数少ない機関であった。もちろんこれに参加した個人に対する責任が問われた例はあった。アメリカ合衆国ドイツ占領軍政府 (OMGUS) の調査官はドイツの戦争犯罪に対する構造上の前提条件に関心を持ち、もっぱら大企業と大銀行間の支配結合関係の帰結として解釈していた。大銀行についての OMGUS 報告書は科学的分析結果をまとめたものではなく、これを武器にドイツのユニバーサルバンクが中心に座る金融市場を解体する根拠を作り上げようとする非難・攻撃の文書であった⁴。

この OMGUS 報告書はドイツの世間には当初ほとんど知られていなかった。ユダヤ人への経済的迫害の中の銀行の役割に関する議論が行われるようになったのは、1980年代半ばにこの文書が翻訳され、カール・ハインツ・ロート (Karl Heinz Roth) がコメントを付したドイチェバンクとドレスナーバンクについての OMGUS 報告書が版を重ねて発行された後であった。しかも営業所有権の「アーリ

ア化」への銀行関与の問題に科学的作業が目指されたのは、それからさらに10年を要したのである⁵。しかもクリストフ・コッパーとハロルド・ジェイムズが1995年に著した研究書が、「第三帝国」下の銀行史の多くの問題点の一つとして「アーリア化」を取り扱っただけであった。双方とも経済的迫害の研究書ではなかったし、それを目指したわけでもなかった。

その間「第三帝国」内ユダヤ人への経済的迫害を取り上げたホロコースト研究が開始された。またアブラハム・バルカイの画期的な著作もまた銀行には言及していなかった⁶。一般に注目されたのは、1990年代に刊行された地域史に特化した「アーリア化」研究は銀行を周辺に位置付けていたことである⁷。このためには少なくとも二つのもっともな解説が行われた。銀行は経済的迫害に際して、実際には従属的立場に置かれていたとするか、これらの研究が第一に依拠した国家保有資料 (Staatliche Überlieferung) が銀行の役割についてほとんど帰納的推理を許さなかった、とするかであった。

ドイツ経済の「アーリア化」に焦点を絞ったハロルド・ジェイムズとベルンハルト・ローレンツの最近の研究は、この過程における銀行の役割についてこれまで実際には過小評価されてきたという推定に近づいた⁸。両著者が証明していることは、—どんな面から見ても—「アーリア化」は制御されて次第に同一形式の経過をたどったのではなく、銀行は裁量余地 (Handlungsspielraum) を相当持っていたことである。ある銀行はこの余地を十分に利用する準備をし、その結果「アーリア化」過程に適度な影響を及ぼすことができた。さらに両著者が強調したのは、銀行はユダヤ人の経済的迫害に参加することで収益を獲得することもできた。もちろんこれらの収益は数量化することはできない。これらの数値は、ドイチェバンクとドレスナーバンクについて

最近行われた計算よりも控えめである⁹。

以上のことを見た限りでは、ルードルフ・ヘルプストがコメルツバンクの活動、「アーリア化」の事例で、銀行の重要性をジェイムズやローレンツよりもわずかしか評価しなかったことは驚くことではない。その理由として、これまでの研究がセンセーショナルな個別事例にもとづく見解を一般化する傾向にあった、と考えたからだ。彼の研究結果は、数多い中小企業の「アーリア化」の評価により、「統計上の通常タイプ」を再構成することを主張している¹⁰。コメルツバンクがそこで通常演じていた役割は防衛的であったと特徴づけることができる。というのはいくつかの事例においてヘルプストは以下の研究結果にたどり着く。「研究上の空想が盛り上げてしまったいわゆる『アーリア化融資』については、コメルツバンクは高度に懐疑的で留保する立場を取っていた。」非ユダヤ人購入者（「アーリア化」の仲介者）による買収開始においては、裁量余地は大きくはなかった。なぜならそこでは認可当局が圧倒的な役割を果たしたからである¹¹。また大量の中小企業「アーリア化」はコメルツバンクにとって最終的には、「他銀行比でわずかな」収益にしかならなかった。それというのも銀行が価格設定にまったく関与しなかったからであった。このため以上のことをまとめてみると、ヘルプストは「コメルツバンクの『旧帝国』におけるユダヤ人の営業活動の破壊を十分な収益の観点よりも経営リスクの視点で」議論することを勧めていた¹²。

ヘルプストは自分の疑念を第一に自分が調査したコメルツバンクの「アーリア化」諸事例に関係付けたにもかかわらず、国家と党の関係機関の突出した重要性に直面し、以下のことをほとんど期待しなかったと思われる。それは他の金融機関の状況は基本的にこれとは違って叙述されたことである。ドイチェバンクにしても、ドレスナーバンクにしても最

終的にはコメルツバンク同様の規制下に置かれていたのである。したがって「アーリア化」の「統計上の通常タイプ」は、コメルツバンクがわずかな影響しか及ぼせなかったがために一般化されてしまったのである¹³。残存した経営上の裁量余地の利用においてのみ、銀行間で相違を見つけることができた。この限りでは、ヘルプストがドイチェバンクと共に他の金融機関を取り扱ったジェイムズの研究成果だけではなく、コメルツバンクを調査したローレンツの成果に到達したことは注目すべきである。

このためドイツ経済の「アーリア化」における大銀行の役割が明らかに再度問題となると思われる。ルードルフ・ヘルプストはこの全過程を判断する上で、確かに日常化した「アーリア化」がセンセーショナルな個別事例以上に重要である、とまとめている。しかしながら多くの日常的個別事例を「統計上の通常タイプ」に圧縮してしまうことは、日常的「アーリア化」をも視野に入れたジェイムズとローレンツの著作に照らすならば、正しいとは認められない。したがって裁量余地という一般問題やこの余地の範囲をめぐるドレスナーバンクの個別事例に関わる問題もまた、以下の叙述では中心的重要性をもつものとなる。

もちろん経営所有権の「アーリア化」はユダヤ人への経済的迫害の一面でしかない。銀行がどう対応したかについて総合的に評価するためには、ユダヤ人従業員の動向、金融当局による個人資産押収への関わりをも考慮しなければならない。ユダヤ人への経済的迫害という観点に対しては、営業資産の「アーリア化」に対してと同じことが当てはまるのももちろんである。第一に、金融当局の役割に関心を向けた文献は民間銀行の機能についてはまったく配慮してこなかった。このことは驚くべきことではない。というのはユダヤ人資産押収に際しての民間銀行の機能は、固有

の経営上の裁量余地のない実行部隊として解釈されていたことは、これまでの文献の一致点であったから¹⁴。

ユダヤ人企業家とは違い、「第三帝国」における被雇用従業員の運命については体系的に研究されてこなかった。ユダヤ人銀行被雇用者については、これまでわずか2冊の著作が出ているだけであった。ドレスナーバンクについて1999年に雑誌で公開された論文と並び、この間にコメルツバンクにおけるユダヤ人被雇用者の排除について著作が現れた。両研究とも以下の前提から出発している点で同様の成果を挙げている。すなわちここ（ドレスナーバンクの事例）での明確な法律規定にも拘らず、銀行は裁量余地をかなり持っていたのである¹⁵。また全従業員を「非ユダヤ化」することが最終的に妨げられない場合でも、現場の業務から除外する結果となる方法に変形されることもあった。

ユダヤ人の経済的迫害への銀行の関与には多面的側面があったことを考慮に入れると、動機の構造問題が総合的判断にとって最も重要な意味を持つ。イデオロギー的に根拠付けられた体制との共犯関係というテーゼは「第三帝国」における銀行史研究の最近のほぼすべての著作で否定されている。結論的には企業の業務は経営上合理的に考え取引するよう訓練を受けている、と考えるべきである。経営的観点でみると、イデオロギーはこれに反してしばしば非合理的対応へ導く。もしそうであるならば、ラディカルな反ユダヤ主義的確信において、企業指導部メンバーは経営的には合理的であるが、イデオロギー的に一貫した裁量論理を併せ持つという、葛藤した状況に陥らざるを得ない。

以上のことからこの巻の最重要課題はドイツ・ユダヤ人の経済的迫害に関わったドレスナーバンクが、いかなる程度経営上の合理的計算に見合う対応を取っていたか、という点である。その場合には責任者に任されていた

裁量余地について問うべきであろう。その後で初めて、この裁量余地が実際にどのようにして満たされたかを調べなければならない。分類すると、多くの諸変形が考えられる。第一に確認できることは、銀行が以下のような経営上の裁量余地は決して持っていなかったことである。それはOMGUS報告の準備やニュルンベルク継続裁判中の尋問において、銀行代表者が占領軍代表者に対し繰り返し主張したような裁量余地である。これらの場合には、反ユダヤ主義的 (antisemitisch) で合理的な裁量論理 (Handlungslogik) に対する問は余計である。第二に確認できるが、経営上の裁量合理性 (Handlungsrationalität) が明らかに満たされていた裁量余地は存在した。第三に、経営合理性に対する裁量論理が明らかではない場合には、この裁量余地は基本的にユダヤ人迫害犠牲者の負担へと転嫁された。この最後の場合、体制と一体化し反ユダヤ主義に彩られた動機においてのみ、経済的迫害への大銀行の関与のやり方と方法にとって決定的な重要性がある、と見なされるべきである。ドレスナーバンクが自らの裁量余地を基本的には被迫害者に有利になるように仕掛けたことは、理論的にはもちろん考えられる。しかしこのことを、1945年以降ドレスナーバンクが主張したことは一度もなかった。

ドイツにおけるユダヤ人の経済的迫害の三つの構成要素すべてに銀行が関与したのは、疑いないことであり、疑問を出すことではない。しかし最初に示したように異論が生じるのは、銀行がどのような規模でまた体系的に関わったのか、あるいは関わらされたのか、また関与の理由と動機は何であったのか、迫害手段はどの程度まで膨らんだのか、についてである。さらには銀行グループ（支店制大銀行、地域株式銀行、貯蓄銀行）ごと、各グループ内の個別銀行で迫害手段がどう異なっていたかについてである。

以上のことから調査すべきは、ドイツの経

済生活からのユダヤ人排除、営業資産の「アーリア化」、国家による財産没収にドレスナーバンクがどの程度かかわったかについてである。実際には以下のような落差が広がっていた。すなわち私的な党機関間で持続的「アーリア化交渉作業」の積極的組み込みから金融当局に対する法律で確定された業務サービスまで、または熟練し他に代えがたい従業員の法律規定による解雇から人種的動機による独自判断による年金削減まで。その場合に銀行は多少の相違にかかわらず十分な収益を上げることができ、自らは迫害手段に直接携わった、と否定的に受け止められないような手段を講じた。

これらの問題への解答はこの著作3巻のすべてにおいて、銀行特有のナチス的性格についての中心問題へ接近させる。この巻では銀行経営上の戦略決定と日常業務双方にとって反ユダヤ主義の重要性の問題を常に取り上げることにする。その際信頼のおける応答のため区別すべきは、機関としての銀行の利害状況とさまざまな階層段階と異なる銀行内部環境に置かれた関係者の個人的動機の差異である。具体的には「保護された」非アーリア人、ナチ党経営細胞の活動者、または銀行により画策された「アーリア化対象」に対する購入希望者等である。

以上言及した研究文献のおかげで、この調査はドレスナーバンクのみに限定した考察に終わらないで済んだ。それ以上に二つの主要な競争相手、ドイチェバンクとコメルツバンクとの比較にまで引き上げることができた。OMGUS調査以来一様な見解となっていたことではあるが、1933年に開始されたユダヤ人排除と資産没収の過程において、両行ともより激しくナチス化したドレスナーバンクとは実際にはっきり異なる対応を取っていた。

この著作を刊行する提案については、「『第三帝国』におけるドレスナーバンク史」諮問委員会の以下のメンバーに感謝する。クリス

トフ・ブーフハイム教授、ジェラルド・フェルトマン教授、サウル・フリートレンダー教授、ハロルド・ジェイムズ教授、ハンス・モムゼン教授、アリス・タイコワ教授。特別感謝しなければならないのは、この調査プロジェクトを終止取り仕切ってくれたドレスナーバンク前秘書室長マンフレート・シャウドウェト博士である。またドレスナーバンク歴史文書館長ミハエル・ユルク氏、その協力者コルネリア・エルベ女史、マティーアス・クレチュマ博士、ヴォルフガング・リヒター氏に感謝する。彼らの協力なしにはこの巻はこのような形で完成に至らなかったであろう。またこの巻の編集者は、調査における多面的な支援をドレスナーバンクのベルリン古文書館(Berliner Altbankarchiv der Dresdner Bank)のクラウス・ホップ氏と他の前協力者諸氏から受けている。さらにこの巻は以下の多数の研究者仲間の好意で成り立っている。ハナ・アールハイム女史、ルードルフ・ヘルプスト教授、ベルンハルト・ローレンズ教授、トーマス・ワイア博士。索引作成についてはマリー・ルイーゼ・バックハウス、アニャ・レムケ、シュテファン・ポスタ、エーファーマリーア・レーヴィンクが担当した。この著作の長期に渡る印刷局面で多くの関与と忍耐を要求された、編集顧問責任者のコルデラ・フーベルト女史には特に感謝している。

¹ 例外はラウル・ヒルベルクに関係する。彼はすでに1960年代に経済的迫害とその後の肉体的絶滅の機能的関係を強調していた。参照: Raul Hilberg, *Die Vernichtung der europäischen Juden*, Bd. 1, Frankfurt/Main 1990, S.56-66.

² Frank Bajohr, "Arisierung" und Restitution. Eine Einschätzung, in: Constantin Goshler/Jürgen Lillteicher (Hg.), "Arisierung" und Restitution. Die Rückerstattung jüdischen Eigentums in Deutschland und Österreich

nach 1945 und 1989,

Göttingen 2002, S.57.

- ³ もちろんユダヤ人立法への同時代の注解書に「非ユダヤ化」と「アーリア化」の概念は存在しない。Alf Krüger, Die Lösung der Judenfrage in der deutschen Wirtschaft, Berlin 1940. 一般的な抽象概念については以下を参照。Dirk van Laak, Die Mitwirkenden bei der "Arisierung". Dargestellt am Beispiel der rheinisch-westfälischen Industrieregion 1933-1940, in: Ursula Büttener (Hg.), Die Deutschen und die Judenverfolgung im Dritten Reich, Hamburg 1992, S.253, Anm.22; Cornelia Schmitz-Berning, Vokabular des Nationalsozialismus, Berlin 1998, S.62f.; Frank Bajohr, "Arisierung" als gesellschaftlicher Prozess. Verhalten, Strategien und Handlungsspielräume jüdischer Eigentümer und "arischer" Erwerber, in: "Arisierung" im Nationalsozialismus (hrsg. v. Fritz Bauer Institut), Frankfurt/Main 2000, S. 15f.; Marian Rappl, "Unter der Flagge der Arisierung ...um einen Schundpreis zu erraffen". Zur Präzisierung eines problematischen Begriffs, in: Angelika Baumann/Andreas Heusler (Hg.), München "arisiert". Entrechtung und Enteignung der Juden in der NS-Zeit, München 2004, S.17-30.
- ⁴ このためドレスナーバンク最終報告の著者はドイツの銀行制度を集中排除しドレスナーバンクを解体すべきであることを勧告した。Office of Military Government for Germany, United States (OMGUS), Ermittlungen gegen Dresdner Bank, hrsg. v. H.M.Enzensberger, Nördlingen 1986, S. 3. ドイツェバンクに対する勧告では、集中排除の指示はしていない。vgl. Dies., Ermittlungen gegen Deutsche Bank, Nördlingen 1985, S.11.
- ⁵ Christopher Kopper, Zwischen Marktwirtschaft und Dirigismus. Bankenpolitik im "Dritten Reich" 1933-1939, Bonn 1995; Harold James, Die Deutsche Bank und Diktatur 1933-1945, in: Lothar Gall u.a., Die Deutsche Bank 1870-1995, München 1995.
- ⁶ 特に以下の著作を参照のこと。Avraham Barkai, Vom Boykott zur "Entjudung". Der Existenzkampf der Juden im "Dritten Reich", Frankfurt/Main 1987; その他同上。Die

Deutsche Unternehmer und die Judenpolitik im "Dritten Reich", in: GG 15 (1989), S.227-247; 同上。Volksgemeinschaft, "Arisierung", und der Holocaust, in: Arno Herzig/Ina Lorenz (Hg.), Verdrängung und Vernichtung der Juden unter dem Nationalsozialismus, Hamburg 1992, S.133-152.

- ⁷ 一つの例外は経済エリートについて調べた研究書である。以下参照。Peter Hayes, Big Business and "Aryanization" in Germany, in: Jb.f.Antisemitismusforschung 3 (1994), S.254-281; Martin Fiedler, "Die Arisierung" der Wirtschaftselite, in: "Arisierung" im Nationalsozialismus, S. 59-83; Dieter Ziegler, Kontinuität und Diskontinuität der deutschen Wirtschaftselite 1900 bis 1938, in: (Hg.), Großbürger und Unternehmer, Göttingen 2000, S.31-53; Martin Münzel, Zerstörte Kontinuität. Die jüdische Mitglieder der Wirtschaftselite zwischen Weimarer Republik und früher Bundesrepublik, in: Volker R. Berghahn u.a. (Hg.), Die Deutsche Wirtschaftselite im 20. Jahrhundert. Kontinuität und Mentalität, Essen 2003, S.219-240.
- ⁸ Harold James, Die Deutsche Bank und die "Arisierung", München 2001; Bernhard Lorenz, Die Commerzbank und die "Arisierung" im Altreich. Ein Vergleich der Netzwerkstrukturen und Handlungsspielräume von Großbanken im der NS-Zeit, in: VfZ 50 (2000), S.237-268. また一般的には以下のD. ツィーグラウの以下の著作を参照。Dieter Ziegler, Die deutschen Großbanken im "Altreich", in: Dieter Stiefel (Hg.), Die politische ökonomie des Holocaust, Wien 2001, S.117-147.
- ⁹ 以下参照。Michael Hepp, Deutsche Bank und Dresdner Bank. Gewinne aus Raub, Enteignung und Zwangsarbeit 1933-1944, in: 1999. Zeitschrift für Sozialgeschichte des 20. und 21. Jh., 15 (2000), S.64-116. このヘップの計算に対するジェイムズの批判については彼の著作を参照。Deutsche Bank und "Arisierung", S.204-211.
- ¹⁰ Ludolf Herbst, Banken in einem Prekären Geschäft. Die Beteiligung der Commerzbank an der Vernichtung jüdischer

Gewebeunternehmen im Altreich (1933-1940), in: ders./Thomas Weihe (Hg.), *Die Commerzbank und die Juden 1933-1945*, München 2004, S.127,131.

¹¹ 「この過程では国家、連盟、ナチ党などのすべての機関が、決定的に重要性をもつプレーヤーだった。彼らが常に立会い、ユダヤ人が営業する企業の壊滅を掌握した。」 Ebd., S.81.

¹² Ebd., S.130

¹³ コメルツバンクが「アーリア化」したのは圧倒的に中小企業であり、このため大企業の「アーリア化」事例については何も言及されず、制約付きであるとの示唆は、他の個所での以下の叙述により相対化される。すなわち大企業に対しては、「基本的に最上位の『帝国』関係機関と最上位の党機関が責任を負っていた。」(ebd. S.80.) 以上のことから、これらの機関は大産業企業が国民経済上の重要性を持つため管轄権を抑えていたと、結論づけられることになる。この結論に従うと、ナチ党大管区経済顧問(Gauwirtschaftsberater)、上級管理機関である行政区長官(Regierungspräsident)、商工会議所、同業者団体そしてドイツ労働戦線代表者「だけ」が支配していた小企業におけるよりも、その他の資本参加者の方が大きな経営上の裁量余地を持っていたということは受け入れるべきではないことになる。

¹⁴ James, *Deutsche Bank und "Arisierung"*, S. 195-203. Hannah Ahlheim, *Die Commerzbank und die Entziehung jüdische Vermögens*, in: Herbst/Weihe, *Commerzbank*, S.138-172.

¹⁵ Dieter Ziegler, *Die Verdrängung der Juden aus der Dresdner Bank*, in: VfZ 47 (1999), S.187-216; Thomas Weihe, *Die Verdrängung jüdischen Mitarbeiter und der Wettbewerb um Kunden im Nationalsozialismus*, in: Ders./Herbst, *Commerzbank*, S.43-73.

(3) 第三卷

ハーラルト・ヴィクスフォルト (共著者: ヨハネス・ベール, イェルク・オースタロ, フリーデリケ・ツァトラ, ディーター・ツィーグラ, 『ドレスナーバンクの欧州進出』

謝辞

多数の方々の効果的支持と専門的資格にもとづく支援無しには、この巻は完成させられなかった。専門家顧問メンバーによる造詣の深い助言と建設的批判は現行の欠点を補うことに貢献してくれた。他方ナチズム時代のドレスナーバンク史における決定的問題への洞察を鋭くするうえで、「プロジェクトチーム」の集中的議論に加わってもらった。特に感謝すべきは、6年間の文書館での調査中に「第三帝国」における銀行史の錯綜した関係に突破口を開くための忍耐を、一度とも放棄しないよう配慮してくれたことである。とりわけドレスナーバンク歴史文書館のミハエル・ユルク氏とその協力者たち、コルネリア・エルベ女史、クラウス・ホップ氏、ヴォルフガング・リヒター氏、マティーアス・クレッチュマー博士に対して感謝する。マンフレート・シャウドウェト博士は研究の進展を建設的に支えて下さっただけではなく、しばしば欧州文書館内の複雑な資金振替が摩擦なく行われるよう配慮して頂いた。

多くの文書館員、またロシアからチェコ共和国にいたる同僚と友人たちがこの巻の研究に利用できるよう、豊富な文書館新資料を発掘し整理することに貢献してくれた。それはコロタエフ博士(Dr. Korotaev)指導下のモスクワのロシア国立軍事文書館(RGVA Moskau)の「チーム」であり、またプラハのチェコ・ナチオナルバンク文書館のジリ・ノヴォトニー博士である。彼とプラハ・カールス大学の同僚たちは私に対し、占領下にあった時代のズデーテンラントとベーメン諸地域(böhmische Länderen)における銀行活動について豊富な資料と価値のある示唆を与えてくれた。それだけではなく客人待遇という形をとった保証人となり、プラハ各地の文書館訪問の際には快い科学的討論と最高の好意をもって迎え入れてくれた。ローマン・

マツトヴェーヴ博士 (Dr. Roman Matveev) にはロシア文書館で専門的支援に対するだけでなく、私に対し国土の美しさとロシア人魂の深淵についての深い洞察を与えてくれたことを感謝する。

2005年10月、ビーレフェルト

ハーラルト・ヴィクスフォルト

I. この巻への前書

領土拡張と広域経済圏はナチズム思想の中心的構成要素であっただけでなく、1933年以降ナチ党と国家装置が行動する際の主眼となった。既存経済システムの再編と「新秩序」の目標設定は、可能な限り自給体制を確立することに置かれた。これら三つの目標を実現することで、ナチス・イデオログ達は欧州の経済領域面におけるドイツ主導権を確立することを望んだ。ここにはそれ以上に以下のことが示されていた。ナチス・イデオログ達は他の政策分野と同様に経済政策目標の定式化に当たって、理論装置と政治的要請から生じる大道具を選び、繋ぎ合わせた。これは程度の違いはあれ、ドイツ帝国以降とりわけワイマール共和国においてドイツの政治と経済の将来について繰り返される論争として刻印されてきた¹。

ヘルマン・ゲーリングの「四カ年計画最高責任者」への任命と彼を頂点とする1936年秋の新計画担当部局の設置により、領土拡張と広域経済圏が将来のナチス経済政策の決定的な要因となることが明白となった。経済政策をこの方向へ変換させたことで、ヒトラーはこれまでの「偽装的自己無害化」という外交政策を放棄した。支配力が強化された一定の局面以降、この体制は領土拡張と「欧州東部における新生存圏」、さらに欧州領域における最大限の覇権獲得を目指すことを公然化した²。広範囲に渡る大規模工業、商業、金融

業の企業はドイツ支配領域が速やかに拡大する見込みのもと、欧州新市場の拡張に自ら乗り出し、またライヒ領域内では国家の干渉と統制で制約された業務を拡張することが修正可能と見なされた³。

このような動機付けは、1937年以降のドレスナーバンクにも確認することができる。ベルリン・ベーレン通りに本店を構えるこの金融機関は1931年銀行危機というトラウマの事態以来、6年に渡る整理統合と新規巻き直し (Neuorientierung) 局面を通過中だった。銀行危機後ベルリン大銀行中ドレスナーバンクが最も決定的な改変を行わなければならないことは、疑いようがなかった。同行は危機以降、国家管理下に置かれただけでなく、指導の人材を大幅に入れ替えていた。1933年以來再燃したナチス・イデオログ及び銀行家と経済専門家によるドイツ・ユニバーサルバンク批判に対し、銀行はユダヤ人経営者と従業員を速やかにまた容赦なく解雇した。しかしその前に銀行危機の件での責任を取る形で、彼らはすでに取締役員を辞退していた⁴。

確信的ナチス党員が次々に入行し、新銀行指導部は1933年以降、体制側経済政策の目標基準に次第に従うようになった。またこの体制への順応は、取引の自立性と経営戦略計画における設定度合いを取り戻すという目的にも貢献した。ナチス体制の経済・人種政策の目標基準に自らの経営戦略計画を最大限の速さで順応するとの信念で、ドレスナーバンクは最大規模の資源・軍需融資に管轄権限付きで参加した。さらに褐炭ガソリン会社 (Brabag) やヘルマン・ゲーリング帝国工場など国家管理下に置かれた資源・軍需工業会社の設立では不可欠な協力機関であることを証明してみせた。この思惑はさらに展開する。ベルリンの経済・計画官僚からなる政策決定当局との人脈を確立することをドレスナーバンクに約束し、このことは程なく共同業務 (Konsortialgeschäft) 遂行上、かつ重要情報

の入手に際しても特別に重大であることを証明した。そして1938年以降さらに重要となったドレスナーバンク戦略計画の2要因が、以下のように規定された。それはNS体制目標基準への高度の順応と競争順位昇格の基礎となる人脈形成であった。

ドレスナーバンクの取締役と監査役会が経営戦略上でも成功したのは、人種政策と軍事的手段を用いて欧州進出に責任を負っていた体制の政策決定者（*Entscheidungsträger des Regimes*）へ意識的に接近したからだということは認識されていない。ドレスナーバンクの経営指導部は1937/38年秋冬までに成果を獲得した。それまで実践された新規の業務再生は、1937年に国家のコントロールを削ぎ落す方向へ向かった。同年に同行は再民営化された。ドレスナーバンクはベルリンの他の大金融機関にとって再び主要な競争相手の一つとなった。むしろそれ以上であった。同行経営指導部は経営戦略の中心要因を確立した上で、これを基礎として1938年に欧州進出を開始した。

ナチス体制の設定目標への順応でドレスナーバンクは他のもう一つの目的を持っていた。ドイツ銀行制度への批判が繰り返し行われていた。1933年ほど大きくはなかったものの、ドイツ信用制度における「新秩序」を要求する声は鳴り止まなかった。ナチス・イデオログとライヒ経済省担当官の面々は、「新信用制度」は「ナチズム的」でなければならない、と声を大にした。体制と政策決定当局は民間銀行制度の業務能力を、一制約されたものであれ—為替取引と軍需経済向けの資本動員に役立つ限り、受け入れていた。1936年以降に採用された経済政策の結果、軍事融資においてますます範囲を狭められた取引余地に直面し、ナチス経済システム内における役割に対し再燃した批判をドレスナーバンク取締役会レヴェルは以下のように予感していた。旧ライヒ領域における整理統合局面が終

結した後、これら金融機関の業務展開は成長の限界に突き当たると⁵。

1937年に遂行された再民営化はドレスナーバンクの取締役会に以下のことを示した。ナチス体制の目標へ順応する準備をかなりの程度していることを白日にさらす限り、国家管理を解き放ち、取引余地を再び拡大することが可能であると。欧州におけるドイツ支配領域の急速な拡大を予言することで、1937年秋に開花した自立経営回復に対する熱狂がより激しく燃え上がった。このように歩み出すことで旧ライヒ領域内の制約された壁を突破することができるのではないかと、人々は希望を持った。さらにベーレン通りの銀行幹部はナチス体制の業務が続く限り、ドイツ帝国時代に求めていた欧州金融センターの役割だけではなく、ドイツが支配する欧州大経済圏をも望むようになった。ベルリン各省庁とナチス幹部のドイツ支配領域拡大に関する議論についてドレスナーバンクに詳細な情報は知らされていなかったが、この銀行は次第に攻撃的対外進出を目指す体制の外交政策をよく把握していた。オーストリア「併合」と1938年初めの「ズデーテン危機」が先鋭化する中で、ドレスナーバンク取締役会段階では、体制が領土拡張に乗り出すことが明白となっていた。どんな犠牲を払ってもこの機会を自行の業務拡張に利用しようとした⁶。経営政策に対する国家の干渉の最後の頸木から逃れるだけではなく、最終的に自行の業務拡張を推し進める絶好の機会が到来したとみなした。ドイツが支配する新領域で市場シェアを増加させることは、ドレスナーバンクに旧ライヒ内では制約され、ほとんど不可能であった成長を約束するものである、と考えさせた。もちろんこの目標設定はドレスナーバンクだけが単独で下したわけではなかった。ドイチェバンクとコメルツバンクも同様の戦略に従っていた⁷。

ドレスナーバンクはこの競争について意識

していた。体制の領土拡張と占領政策へさらに接近することは、独自の経営政策を実現させるために正しい手段であるとみなした。1938年初めまでに成果を認められた、核心的要因を備えた経営戦略や体制への高度の順応や政策決定者との人脈形成は、新たに定める必要はなく強化するだけでよかった。すなわち体制の新たな拡張目標に順応することが必要であった。このための手段がドレスナーバンクにとって困難なものではないことは明らかであった。これによりナチスに対するこの銀行の親密さの質が一段と高められた。ナチスの対外人種政策はますます過激化し、銀行の営業政策にその対応関係が見出された。これらはドイツ支配領域と影響力範囲に編入された新たな諸国で成果を挙げるために我慢して背負わなければならなかった。業務拡大の成果は、いくつかの個別領域で実践された領土拡張・占領政策にますます依存した。独自の業務拡張の成果は、次第に体制の占領政策に結び付けられた。最近主張されたように、ドレスナーバンクは他金融機関同様に政策優位下に置かれたのであろうか？ドレスナーバンクが独自の業務成果を確保しようと望んだのであるなら、経営戦略と体制の犯罪的領土拡張目標を最大限一致させることは、同行にとって選択肢（オプション）でしかなかったのであろうか？言い換えると、同行は支配目的の領土拡張的政治大綱の下で、その営業政策上の利益を実現することに成功したのであろうか？しかも同行は、1933年に明確に変化した政治・経済大綱状況と比較した上で新たな独自の経営戦略目標を形成し、ベルリン各省庁と従属国及び占領国の支配機関においてそれを貫徹させるためそれを利用することができたのであろうか？ドレスナーバンクはその業務政策により、ナチス体制の占領政策に巻き込まれただけではなく、そこで共犯者となったのではないだろうか？そこでは同行はいかなる裁量余地を持ち、いかなる動機がこ

の裁量を定めたのであろうか？

1938年から1945年間の欧州におけるドレスナーバンクの業務拡張、その際に利用された取引手段、その根底にあった動機、ベルリン官僚機構や現地ナチス支配組織からなる政策決定者との人脈形成が、経営業務の各個別分野と並んでこの巻の調査対象となる。調査が集中したのは、この期間に併合されナチス体制に直接従属させられた欧州諸国である。それらの諸国すべてが実際に国際法上の意味合いで占領されたわけではない。しかしここで調査されたすべての国は既存の国家主権を失うか、ベルリンにおけるナチス体制の決定のもとでのみその自立性を求め、あるいは維持することができた。ドレスナーバンク欧州進出の政治大綱は決して同じ形式ではなく、国ごとに相違した。このことを背景として、以下の点を明らかにすべきである。経営戦略の確定とその実現に当たって、ドレスナーバンクはいかなる裁量余地を有していたのか。その際、体制への順応をいかなる程度に実行したのか。個別に従属させ、併合した国々においてどのような政治大綱を経営戦略とその業務展開に用いたのか。競合した金融機関から、どの程度まで自らを際立たせたのか⁸。

この著作の中心の見解の一つは以下のことである。従属または併合領域においてナチス体制や現地機能遂行者が適用した支配的实践がドレスナーバンクの業務行動や業務展開にも反映されたということ。それゆえ問うべきは、個別欧州諸国における多様な支配形態とドレスナーバンクの業務行動の間で緊張関係（弓）が形成されていたかどうかである。考えられることは以下の通りである。このような弓の両端は、一方での「併合された」オーストリアや少なくとも部分的に協力させられたフランスと、他方での東欧とりわけ総督府とライヒ全権委員が置かれたオストラントとウクライナのように民族排除・絶滅政策に彩られた諸国では際立っていた。それぞれの政

治大綱は個別領域の経済発展だけではなく、そこで営業する企業、したがってドレスナーバンクとその子会社の動機と取引をも規定した。例えば1938年から1945年欧州におけるドレスナーバンクの拡張についてみると、いかに異なる政治的支配活動とその急進化がこの重要な金融コンツェルンの業務行動に影響を与え、体制の目標への順応度を高めたかが示される。第二次世界大戦の終結時には、人脈とそれによる協力により、体制機構へ忠誠心を持ち、そのことで従属・併合諸国における犯罪に巻き込まれたこの銀行は、いくつかの国では共犯者となったり、政治大綱で利益を挙げたりもした。

欧州におけるドレスナーバンクの拡張はこの巻では国ごとに、章で分けられている。とりわけ焦点が当てられるのは、一方での銀行の業務拡張に対する、また他方では欧州におけるナチス体制の主導権獲得に対する特別重要な関心である。ドレスナーバンクの業務展開が役割を果たさなかった諸国や領域では、占領政策と経営政策が大きな関係を持たないと認められたため、大ざっぱにとらえかつ脇に置くに留めた。これが妥当したのはバルカン諸国とスカンジナビア諸国である。個々の国ごとにドレスナーバンクの拡張を調査することは、ナチズムの企業史と経済史についての他の研究で適用された経験にもとづく。これらの多くの研究では、個別国での政治・経済大綱には大きな違いが示されていること、また体系的で国を超えた範囲に渡る評価は困難であることが確認されている。ドレスナーバンクとその子会社の業務活動上相違する大綱が影響していることは自明である。ある横断面の分析においては、いかなる程度これが生じ、どのような規模でドレスナーバンクと子会社の業務展開がそれぞれ異なる大綱に従ったのかは条件付きで解き明かされる⁹。同様に比較の視点が放棄されてもいない。可能な場合には個別国の章でドレスナーバンク

の行動を競合金融機関と比較し、また個々の領域でもその業務活動を比較している。欧州におけるドレスナーバンクの拡張について、国を超えた範囲で一定の指標にもとづく横断的分析を行うことは結論的評価の核心である。

1934年から1945年の欧州におけるドレスナーバンクの拡張に対する異なる大綱は特に二つの要因に起因する。第二次世界大戦が長引くほどナチス体制の占領政策は先鋭化し、また同行とその国外子会社の経営政策に影響を与える。ドイツの支配領域が東へ拡大すればするほど現地の支配機構の組織は裁量余地を獲得するため、占領政策はしばしば恣意的支配への道をたどる。これに反して西部領域では占領政府は行政の大部分を現地の機関へ移譲し、既存の法体系の大部分を維持することが可能だった¹⁰。

ドレスナーバンクのオーストリアへの拡張及びメルクールバンクとツェントラーレ・レンダーバンクのコンツェルンへの編入については、この巻で取り扱う。ナチス体制にとって1938年のオーストリア“併合”は支配領域の最初の重要な拡張であり、同時にそれまでは独立していた諸国の経済・社会改編に対する最初の実験台であった。オーストリアでは行政機構の組織改変、経済生活からユダヤ人の排除、社会における周縁化の諸方法が試行された。これらは後にオーストリアで実践されたユダヤ資産の把握や取得と同じように、他の占領諸国にも適用された。オーストリアは欧州におけるドレスナーバンクの拡張の“モデル”だったのであるだろうか？それとも競合する金融機関に対する競争上の地位を得るために、同行は支配機構との協力関係をこの地で築けなかったのだろうか？この問題は以下に続く国別の章と比べると短いとはいえ、この章の中心点である。これには以下のような一つの理由がある。オーストリア共和国（Republik Österreich）歴史家委員会とバン

ク・オーストリア・クレディトアンシュタルト (Bank Austria-Creditanstalt) 歴史家委員会の研究により、オーストリアの諸銀行、とりわけウィーン・レンダーバンクの役割に関する多くの研究成果をすでに刊行済みであり、この章はそれらにもとづき組み立てられているからである¹¹。

当時のチェコスロバキアでのドレスナーバンクの拡張は同行の全業務展開にとっただけではなく、ナチス金融経済におけるその位置づけにとって重大な意味合いを持っていた。すでにズテーテンラントにおける銀行制度の“新秩序”の中で、同行はベルリンの省庁と現地の支配機構当局との人脈を用いて、競争相手の金融機関に対する自行利益を狙った。このような協力はベーメン(ボヘミア)とメーレン(モラヴィア)でも行われた。ドイツ軍需産業に対する工業経済上の重大な潜在能力はドレスナーバンクを輝かしい業務取引の中心に押し上げたが、それは同行の支援によりベルリン当局がベーメンとメーレンの主要な重工業・機械製造コンツェルンをコントロールしようとしたからであった。ヒトラーの戦争指導上、彼らは軍需産業を利用しようとした。ここではとりわけヘルマン・ゲーリング帝国工場が中心的な役割を果たした。この業務に置いてドレスナーバンクはどれほど相棒(Komplizin)となり共犯者(Mittääterin)となったのか? どれほど支配貫徹の手段である保護領管理の片棒を担いだのか? どれほど同行は保護領において経済・社会生活からのユダヤ人排除で利益を上げたのであろうか? 以上、この巻の解明すべき問題である。中欧・東欧におけるナチス体制の経済的土地占拠にとってズテーテンラントと保護領の突出した地理的重要性にもとづき、また東部への次の拡張段階の経済的基盤として、この両領域は他の諸国以上にこの巻で詳細に取り上げられる。ドレスナーバンクと同行が系列化したベーミシェ・エスコート・バンクがこの経過

の中で演じた特別な役割は、このような重点設定を妥当なものとしている。

これに対して、スロバキアの事例はナチス体制にとってもドレスナーバンクにとってもこれとは異なる拡張例を示している。形式上自立しながらも実際には多くの分野でドイツの「庇護力 (Schutzmacht)」に服従したため、ドレスナーバンクは同国でオーストリアや保護領域とは異なる拡張大綱に直面した。プラティスラヴァ政府はベルリン当局に対抗して、一般経済政策、特に銀行政策確立の際に自主的裁量を生み出す強い姿勢を見せた¹²。この事情はドレスナーバンクの拡張にどのように作用したのか? 期待に応え、スロバキアにおける地位を全「東南部地域」における次の業務拡張の跳躍台にしたのか? この目標を達成するために、プラスティラヴァでの協力が必要だったのか? スロバキアがベルリンの省庁の計算とドレスナーバンク取締役会で重要な役割を持ったのは、産業政策というよりも地政学的に考慮された結果であった。

1933年9月第二次世界大戦の勃発とポーランド占領はナチス体制の拡張・占領政策を激化させた。体制はポーランドでは現地住民を犠牲にしてでも、「東部生活圏」の重要部分を確保しようと望んだ。経済政策以上に人種政策がポーランドにおけるこの体制の占領政策の主眼であった。東部のオーバーシュレージェンにおける工業経済の潜在力をドイツ軍需産業向けに徹底して利用したことをすでに見てきた。占領政策のこの方針はドレスナーバンクとその占領下ポーランドにおけるその系列機関の拡張および業務活動に対する新大綱を創出したのか? いかに対応したのか? ドレスナーバンクはこの地では格別の体制接近を示し、同行とその子会社はポーランド占領機構および暴力装置と協力したのか? どの取締役がこのコースを支持し、どの役員がこれに反対を唱えたのか?

占領下ポーランドにおけるユダヤ人の財産

「活用」と絶滅はこれまではっきり分かるような徹底性が感じ取れなかった。このために必要な機関、支社をもつ東部信託財産管理センターの設立、ユダヤ系住民のゲットー収容、最後に肉体的絶滅がポーランドにおける占領政策構成の中心部分であった。親衛隊とその個別役職には中心的任務が与えられた。ドレスナーバンクはその系列機関といかに対応したのか？このような占領政策は賛同を得て、そこから直接利益を得たのか？ここでは親衛隊銀行（Bank der SS）としての顔を表したのか？このような議論はドレスナーバンクについてのOMGUS報告が出版された以降、諸文献で絶えず繰り返し確認された。しかしこの見解については、詳細に渡る実証的検証がなされていない。このため占領ポーランドにおけるドレスナーバンクの拡張に関する章で取り上げる¹³。

保護領と占領下ポーランドで開始された事態は、ヒトラーと彼を取り巻く高官たちの意志に従って東部、すなわち（旧）ソビエト領域における絶滅戦争により終結させなければならなかった。「東部生活圏」の創出、地下資源の容赦のない搾取とライヒ地域へ労働力投入を強制する地域住民の隷属化等。ヒトラーの人種戦争、絶滅戦争、欧州制覇はソビエト連邦への出兵においても変わるものではないことが明らかだった。オストラントとウクライナで新たに設置された二つのライヒ全権委任委員会の支配実践はこの血なまぐささを反映した。この大綱はこの地域におけるドレスナーバンクの拡張と業務活動に以下に影響を与えたのか？支配機関の横暴とテロに示される作業周辺において「通常」業務活動が一般的に行いえたのだろうか？それともこの大綱に適應して、1933年まで適用していた標準的銀行業務からははるかに乖離したのだろうか？

東南部、「バルカン圏」はベルリンにおける軍需計画計算では、原料資源地として特別

の役割を果たした。金属と石油産出物の搾取がこの地の経済・占領政策を規定した。ドレスナーバンクにとってバルカンにおける拡張は競争相手、特にドイチェバンク・コンツェルンの業務展開で制約されることがすぐに明白となった。この金融機関は1938年末以来系列関係に置かれたオーストリア・クレディトアンシュタルトを通して伝統的に密接な業務関係を維持していた。この関係はこの地域の銀行制度「新秩序」においてドイチェバンクを優先して取り決められていた。ドレスナーバンクはこの状況を自行に有利なようにすることはできず、このため多くの業務取引の上でこの地域におけるドイチェバンク・コンツェルンの指導的役割を受け入れざるを得なかった。以上のことから、バルカンにおける同行とその子会社の業務活動は簡単に取り扱う。

占領西欧諸国におけるドレスナーバンクの進出は東部での拡張とは反対方向を取った。経済的にはこれらの地域は東欧諸国よりもはるかに発展していた。占領政策では潜在的工業力の搾取やユダヤ人財産の掌握と同じように、経済的動機が重要だった。この大綱はドレスナーバンクの戦略と拡張計画にどう影響したのだろうか？ここでは占領機構の側面支援が行われたのだろうか。それとも他の活動法則が働いたのか？特に占領前から国際金融取引上、現地銀行システムの代表機関と協力してきたのではなかったか。西欧、中欧、東欧の占領諸国の間にあるドレスナーバンクの拡張と業務政策の微妙な相違を確認する必要があるのではないかと？

個別国分析の章と総合的結論を考察する章の双方の作業でこれまで未知であった大量の資料が利用されている。ドレスナーバンク歴史文書館だけではなく、一方ではチェコ、スロバキア、ポーランド、ロシアの文書館、他方ではオランダの文書館において、既存の歴史研究では利用されなかった膨大な資料数が見つけられた。これらの存在の一覧と特徴付

けは第一巻の特別章に掲載されている。

拡張と欧州覇権－ナチス体制の政策決定者(Entscheidungsträger)が議論する二つの主題(Leitmotiv)である。ナチスが占領した欧州における金融制度の拡張と主導性は1938年から1945年春の崩壊までドレスナーバンクの業務活動に対する二つの決定的な取引上の刺激であったか? この問題はこの巻の調査における導きの糸である。このため個別国における占領政策の固有な大綱と同じように、ドレスナーバンクの責任ある政策決定者の動機状況と計算を視野に入れる必要がある。これを背景においてのみ、ナチス経済制度におけるドレスナーバンクの役割を規定する以下の二つの中心課題を解明できる。1. 同行はどの程度に経営上独自の裁量余地を有し、どのような形でこれを活用できたのか? 2. このことにより同行は、従属国や併合国におけるナチス体制の陰謀と犯罪にどの程度包含されたのか?

この巻では欧州におけるドレスナーバンクの拡張について、上位に位置づけられる理論的命題(übergeordnete Leittheorie)を導くことは諦めている。これには以下の根拠がある。第一に、ナチス経済制度とその中に登場する人物の行動を充分明らかにする首尾一貫した理論が今日に至っても欠けているからである。第二に、従属諸国と併合諸国における多様な政治大綱は一つの無理に抽象化された大理論を適用することを禁じている。というのはこれによって地域ごとに実践された占領政策の特殊性が考慮に入っていないからである。これに代わり、ドレスナーバンクとその子会社のかかり込み入った業務取引と業務活動の核心を可能な限り正確に再構成する。以上のような概念把握と記述により、この巻は占領政策の多様な形態及び占領欧州におけるドレスナーバンクの拡張と業務政策の多様な側面に正確な洞察を加えるだけではなく、ナチズム時代の経済と国家の関係に関する今後

の研究の基礎となるように貢献する。

-
- ¹ Hans-Erich Volkmann, Zur europäischen Dimension nationalsozialistischer Wirtschaftspolitik, in: ders., Ökonomie und Expansion. Grundzüge der NS-Wirtschaftspolitik. Ausgewählte Schriften von Hans-Erich Volkmann, hg. im Auftrag des Militärgeschichtlichen Forschungsamts von Bernhard Chiari, München 2003, S.19f.; ders., Die NS-Wirtschafts in Vorbereitung des Kriegs. Von der Weltwirtschaft zur Großraumwirtschaft, in: ebd., S.47f. Zur Diskussion über die Pläne zur europäischen Neuordnung 1918-1945, Stuttgart 1999.
 - ² Hans Adolf Jacobsen, Nationalsozialistische Außenpolitik 1933-38, Frankfurt a. M./Berlin 1968, S.328-339; Eberhard Jäckel, Hitlers Weltanschauung. Entwurf einer Herrschaft, Tübingen 1969, S.104-107; Ian Kershaw, Hitler 1936-1945, München 2000, S.107-115; Hans Ulrich Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Bd. 4: Vom Beginn des Ersten Weltkriegs bis zur Gründung der beiden deutschen Staaten 1914-1949, München 2003, S.692f.
 - ³ Richard Overby, German Business and the Nazi-New Order, in: Terry Gourvish (Hg.), Business and Politics in Europe 1900-1970. Essays in Honour of Alice Teichova, Cambridge 2003, S.175.; Paul Erker, Industrie-Eliten in der NS-Zeit, Passau 1994, S.9.
 - ⁴ この点については本著作第一巻ツィーグラー第三章1と2, 第二巻ツィーグラー第二章を見よ。
 - ⁵ Harold James, Die Rolle der Banken im Nationalsozialismus, in: Lothar Gall/Manfred Pohl (Hg.), Unternehmen im Nationalsozialismus, München 1998, S.26.
 - ⁶ Herbert Maris, An Economic Background to Berchtesgarden. Business and Economic Policy in Austria in the 1930s, in: Gourvish (Hg.), Business and Politics in Europe 1900-1970, S.42-61; Ronald Smelser, Das Sudetenproblem und das "Dritte Reich" 1933-1938, München 1980, S.92.
 - ⁷ James, Rolle der Banken, S.31f. このよ

うな思いは信用業界だけではなく他の金融機関, 例えば保険業企業でも見られた。これについては以下を参照のこと。Gerald D. Feldman, *Die Allianz und die deutsche Versicherungswirtschaft 1933-1945*, München 2001; Ingo Böhle, “Der Fahne folgt der Kaufmann”. Die Private Krankenversicherung (PKV) in den “angeschlossenen” und annektierten Gebieten Mitteleuropas während der NS-Zeit, in: Alois Mosser (Hg.), *Die Versicherungswirtschaft in Mitteleuropa während der Nationalsozialismus*. Geld und Kapital 6/2004, Stuttgart 2004, S.135-170.

⁸ ナチズムの経済史研究は以下の点で一致を見ている。その中心的課題は企業の裁量余地と体制への順応準備度合と犯罪行為を明示することにある。以下を参照のこと。Werner Plumpe, *Unternehmen im Nationalsozialismus*, in: Werner Abelshausen/Jan-Otmar Hesse/Werner Plumpe (Hg.), *Wirtschaftsforschung, Staat und Unternehmen*. Neue Forschungen zur Wirtschaftsgeschichte des Nationalsozialismus. Festschrift für Dietmer Petzina zum 65. Geburtstag, Essen 2003, S.243-266; Dieter Ziegler, *Die deutschen Großbanken im “Altreich” 1933-1939*, in: Dieter Stiefel (Hg.), *Die politische Ökonomie des Holocaust. Zur wirtschaftlichen Logik von Verfolgung und “Wiedergutmachung”*, Wien/München 2001, S.117-148 (原著は48となっているのを訂正-筆者)。

⁹ 個別論稿については以下を参照のこと。Ludolf Herbst/Thomas Weihe (Hg.), *Die Commerzbank und die Juden*, München 2004, また以下の著作の序言。Richard Overy/Gerhard Otto/Johannes Houwinkten Cate (Hg.), *Die “Neuordnung” Europas. NS-Wirtschaftspolitik in den besetzten Gebiete*, Berlin 1977.

¹⁰ Johannes Bähr/Ralf Banken, *Ausbeutung durch Recht. Einleitende Bemerkungen zum Einsatz des Wirtschaftsrechts in der deutschen Besatzungspolitik 1939 bis 1945*, in: dies. (Hg.), *Das Europa des “Dritten Reichs”. Recht, Wirtschaft, Besatzung*, Frankfurt a. M. 2005, S.5f.

¹¹ 以下を参照のこと。Clemens Jabloner

u.a. (Hg.), *Schlussberichte der Historikerkommission der Republik Österreich. Vermögensentzug während der NS-Zeit sowie Rückstellungen und Entschädigungen seit 1945 in Österreich*, Wien u. München 2003

¹² スロバキアにおける政策形成に際してのドイツ庇護力の役割については、以下を参照のこと。Tatjana Tönsmeier, *Das “Dritten Reich” und die Slowakei, Politischer Alltag zwischen Kooperation und Eigensinn*, Paderborn 2003.

¹³ これについては以下参照。Office of military Government for Germany, United States/OMGUS, *Ermittlungen gegen die Dresdner Bank*, bearbeitet von der Hamburger Stiftung für Sozialgeschichte des 20. Jahrhunderts, Nördlingen 1986, S.124-135.

(4) 第四巻

クラウス・D.ヘンケ 『ドレスナーバンク1933年～1945年—経済性, 合理性, 体制接近, 共犯』

前書

ヨハネス・ベール, ハラルド・ヴィクスフォルト, デイーター・ツイーグラーと共同執筆者たちは, 7年間の研究を経て「第三帝国」のドレスナーバンク史を1冊の包括的企業史研究に取りまとめた。この巻は1945年以降のこの銀行史イメージを横目で見ながら, 我々が企画した意図が込められた方法上の前提条件と問題の主要課題を取り上げる。多岐に渡る主題ごとに編集された3巻の研究書それぞれにおいて, あらかじめ準備された経済・政治面の導きの糸を編み上げることで, この四巻は以下のことを試みる。発展史(Entwicklungsgeschichte)における主要な研究成果を現代史的概念へ統合すること, また1933年から1945年までのドレスナーバンクの全貌を見通せるようにすることである。

10人の著者はこの研究をまったく自由な科学研究(wissenschaftliche Freiheit)の中で

行った。ナチス時代の銀行史を根本的に解明することを一度決定すると、ドレスナーバンクはわれわれに完璧に支援してくれただけではなく、研究途中でどうしようもなく、またかなりの程度（費用が掛かる）最初に合意した研究計画枠の拡大に賛意を表明してくれた。

以下の面々から成る研究上の専門委員会がこの原稿を鑑定し、われわれと討議する仕事を引き受けてくれた。アリス・タイコヴァ教授（ケンブリッジ／ウィーン）、クリストフ・ブーフハイム教授（マンハイム）、ゲルハルト・フェルドマン教授（パークレー）、ザウル・フリートレンダー教授（ロスアンゼルス／テルアヴィヴ）、ハロルド・ジェイムズ教授（プリンストン）ハンス・モムゼン教授（フェルダフィング）。ここから得られた成果についてわれわれは感謝する。オールドウンブルク出版社のクリスティアン・クロイツァー人文科学主任編集長の友好的専門性には常日頃お世話になっているが、またコルドゥラ・フベルト編集者の厳密さを新たに知ることになった。ドレスデン現代史研究所（Dresdner Lehrstuhl für Zeitgeschichte）の私の同僚マリア・マクダレーナ・ヴェルブルク女史は要求される以上の仕事をこなさなければならなかった。他にも多くの後援者と支援者がいるがここには書き切れない。主要著者は彼ら一人一人に特別に感謝する。この巻が取り上げられたすべての評価に関わった総編集者であり、プロジェクト指導者は以下の自由について述べておきたい。一つの包括的な調査に着手するだけでなく、これに知的刺激を与えまた信頼のおける結論を導き出すためにはこれだけの研究グループを必要とした。正直に言うと私自身信頼がおけぬ地点から出発し、多くのことを学ばなければならなかった。

余計かもしれないが、私の友人のハンス・ウォラーが今回もまた陰の支援をしてくれたことを付け加えておきたい。またいつものことであるが、ヘラとルツに感謝する。

クラウス-D. ヘンケ

2005年秋、ドレスデンにて

4. 小括

以上、ドレスナーバンクのナチス体制下の銀行業務をめぐり、ドイツで初めて出版された著作の部分的紹介を行った。冒頭で述べたように分量が膨大であるため、今回はこの著作が刊行されるに至った経緯、各巻の目次、編集者クラウス-D. ヘンケの序言、各巻を中心となって執筆した著者の序文（第一巻）及び各前書（第二・三・四巻）のみを抄訳した。

ところでこの作業に取り組もうと考えた筆者のきっかけと狙いは以下のようなものであった。

まずドレスナーバンク自体が、ナチス体制下の自行の銀行業務について大二次世界大戦後初めて歴史認識の検証に手を付け、研究成果を挙げたが、筆者にとってはドレスナーバンク史に初めて触れる機会となったことである。第二にすでにドイチェバンクがすでにこの問題に対しては早くから対応し、各種の研究成果を挙げているため、筆者はそのいくつかを紹介してきた。しかし個別銀行史であるため、ナチス体制下のドイツ銀行業界全体を見渡すことができなかった。今回このドレスナーバンクについてのこの著作を紹介することで、ドイツ諸大銀行の戦時下の対応を比較することが可能となった。これにコメルツバンクとアリアンツ保険会社が行った調査とその歴史認識を加えていけば、将来「ナチス体制下のドイツ金融業界」という研究へ進めていけるであろうと考えている。

なお今回ドレスナーバンクの調査に触れ、ドイチェバンクと大きな違いを見出した。それは前者とナチス体制との距離が後者と比べ非常に近かった、という点である。原因は1930年代初めの経済恐慌後の国有化を経て再

民営化に至る過程で、政府関係者が経営内容、人事に介入したことが大きな原因であった。またこれを利用して競争相手のドイチェバンクに追いつき、追い越したいというドレスナーバンク経営陣の機会主義的野望が見えてきた。

ただしこの著作が強調しているのは、このことを追求したのは取締役会のすべての役員だったわけではなく、ナチ黨員となった二名の役員、カール・ラッシュェと終戦時に自殺したエミールH. マイアの二名が推進力であったこと、ナチス体制に一定の距離を保った役員もいて、全体の経営の実権は監査役会代表のカール・ゲッツの下に集約されていたこと等が判明した。彼はドイチェバンクの当時の取締役会代表者であったオスヴァルト・レーズラーと同様に、1944年7月20日のヒトラー暗殺計画に絡むクライザウ・サークル参加の嫌疑で逮捕され、のちに釈放された。このことは、ヒトラー個人とナチス体制に対する抵抗運動が終戦間際に相当の広がりを見せていたことを物語る。しかしドレスナーバンクに抵抗運動が実際にどの程度影響を及ぼしたのかについての調査資料を筆者は目にしておらず、この点は今後さらに追及していかなければならない。

さらにこの著作は体制接近を強めたドレスナーバンクであったが、すべての面で体制の言いなりになっていたわけではなく、経営上の裁量権を保持しながら順応したことなど、重要な指摘をしている。

ただし、今回の作業はこの著作を執筆した編集者と著者たちの執筆の目的と意図を鮮明にすることであった。結論部分の抄訳はまだ行っていない。この点に関しては出版社の許可が得られなかったため、別の形で取りまとめを行うことを考えている。

